

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況及び
審議における共通的な視点等
(第 3 ワーキンググループ審議担当分野 (抜粋))

○ 行政記録情報等の活用	1
○ 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	3

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

(1) 行政記録情報等の活用

【本文】	【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)	
<p>ア 現状・課題等</p> <p>統計調査に行政記録情報等を活用することは、近年の統計調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減や統計作成の簡素・効率化にとって極めて有効である。特に、近年、統計調査に対する国民や企業の協力が得られにくくなってきており、また、統計調査員が高齢化しつつあるなど、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることから、行政記録情報等の活用による業務の効率化は極めて重要な課題となっている。</p> <p>諸外国においては、統計作成に行政記録情報等が広く活用されているのに対し、我が国では、他の行政機関等が保有する行政記録情報等を活用している例は極めて少ない。その理由として、行政記録情報等の大半が各行政機関等の許認可や届出等の事務として収集される情報であることから、行政記録情報等の保有機関(以下「保有機関」という。)において、収集した情報を本来の収集目的以外に利用させることについて、収集対象である個人や企業からの理解や協力が得られず、結果的に収集業務に支障が生じるのではないかと、の危機を持つことが挙げられている。</p> <p>このような背景の下で、統計法では、新たに統計作成への行政記録情報の活用を推進するための法的な仕組みが整備された。</p> <p>今後、統計作成機関は、所管の統計調査に活用できる行政記録情報等を具体的に調査し、統計法に規定する行政記録情報の提供要請の活用も含め、積極的に行政記録情報等を活用していくことが必要である。また、行政記録情報等の活用の有用性ととも、統計作成に利用しても個人や企業の情報が漏えいするおそれがないことなどの安全性を国民に十分理解してもらえるよう努力することが必要となっている。</p>	<p>イ 取組の方向性</p> <p>統計委員会における基本計画の審議において行政記録情報等の活用が有用と認められた統計調査や統計委員会の答申において「今後の課題」として行政記録情報等の活用を検討すべきとの意見が付された統計については、行政記録情報等を積極的に活用する方向で具体的な作業や課題解決に向けた検討を速やかに実施する。</p> <p>また、今後とも行政記録情報等の活用を推進していくため、統計調査の実施計画の策定に当たっては、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。</p> <p>さらに、秘密保持の確保を含む特別の法令の規定による制約など、保有機関が行政記録情報等を提供することが困難とする合理的な理由が存在する場合、その代替措置として、費用等を原則として統計作成機関が負担した上で、保有機関が統計作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成を行うことを原則とする。</p> <p>なお、行政記録情報等の活用の実現に向け具体的な検討を行う上で保有機関の協力が不可欠であることから、関係府省は、保有機関における行政記録情報等の収集業務への支障に対する危機が解消されるよう、統計作成において行政記録情報等を活用することの有用性や、統計作成に利用しても個人や企業の個別情報が識別されるおそれはないことなどの安全性に関し国民に十分理解してもらうための具体的方策を検討し、早急を実施する。</p>	<p>○ 統計調査に行政記録情報等を活用することは、①統計調査環境の変化への対処、②統計精度の維持・向上、③報告者の負担軽減や④統計作成の簡素・効率化という観点から極めて有効である。</p> <p>○ このため、各府省では、条件整備の整った情報から順次活用を行うよう、引き続き、不断の調査・検討が必要である。</p> <p>○ また、オーダーメイド集計による税務データの活用については、国税庁から4つの条件を満たせば活用が可能との意向が示されたことから、各府省の統計部局においても、所管する統計へのオーダーメイド集計による税務データの活用可能性を検討し、必要に応じて国税庁との具体的な調整を行うべきである。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
110	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的検討を行う。		○ 平成23年度に、財務省、国税庁及び経済産業省の3省庁間で、経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用は、申告者の単位、項目概念の相違、電子データ化の状況により、実施困難との結論に至った。 しかしながら、地域や業種を限定するなどしたデータに基づいた、検証を行うべきとの統計委員会の指摘により、今年度は検証のための具体的な税務データの提供範囲や方向性について、3省庁間で検討を行った。【財務省、国税庁及び経済産業省】	実施予定	地域や業種を限定して作成したオーダーメイド集計の形態による税務データの集計表を基に、経済センサス活動調査への活用の可能性について検証し、25年度中に結論を得る予定。	○ 行政記録については、税務情報の活用が重要ではないか。 ○ 基本的に国民が政府に類似情報を複数回申告ないしは、政府から徴集される義務を課すことは、国民の生産性を阻害することであってはならないという原則を法的に確立しなければならない。そのため行政収集情報の電子データ化が進捗した際には、基幹統計側が、調査単位や項目概念の変更を行うことも視野に入れて、行政情報からの統計作成に関する検討を進めなければならない。そのため、当面補正に必要となる過去系列との滑らかな接続なども検討する必要がある。
111		○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省(農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。	厚労省の実施済は妥当。	○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。 ○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択され、平成23年度調査から活用を開始した。【以上厚生労働省】 ○ 2013年漁業センサス実施の際、漁船登録データを母集団整備に活用することで統計委員会の了解を得た(平成25年2月15日答申)。【農林水産省】 ○ 法人土地基本調査への固定資産課税台帳などの行政記録情報の活用については、検討の結果、実施困難との結論に至り、このことについて、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「時間と経費を要するなど非効率であるとの認識について十分理解できることから、今回の計画変更において、固定資産課税台帳を活用しないことはやむを得ない」との答申がなされた。【国土交通省】	実施済	-	○ 電子化の状況等を含めて利用可能な行政記録情報を具体的に検討すべきではないか。

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
112	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 イ 行政記録情報等の調査の原則化	○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。	各府省	平成21年度から実施する。		○ 調査計画を策定する際に検討を行っているが、平成24年度に新たに活用した事例はない。【総務省】 ○ 平成24年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】 ○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。 ○ 社会医療診療行為別調査及び医療費の動向調査について、平成23年度に引き続き行政記録情報を活用し、統計作成を行った。また、平成24年度は地域児童福祉事業等調査(認可外保育施設調査)、消費生活協同組合(連合会)実態調査、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について行政記録情報を活用し、調査を行った。【厚生労働省】 ○ 統計法に基づく承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行い、平成24年度は、農業協同組合及び同連合会等一斉調査(一般統計調査)において一部の調査項目を行政記録情報で代替することとし、調査を行った。【農林水産省】 ○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行ったが、新たに活用した実績なし。【経済産業省】 ○ 統計調査の計画に際し、行政記録情報活用の可能性について検討を行っているが、新たに活用した実績はない。【国土交通省】 ○ 平成24年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績はない。【環境省】	継続実施	—	○ 行政記録も、内容が区々となっているため、内容を精査した上で、利活用の検討を進める必要があるのではないか。 ○ 行政記録情報の統計情報への活用のため、制度的・法律的問題も含めて検討すべきではないか。 ○ 行政記録情報の利活用を進めるためには、統計側から言うだけではなかなか進まないで、どのようにして行政記録情報の保有部局に協力していただくかという環境作りが必要ではないか。 ○ この問題は行政記録情報を統計情報として活用するために、かなり広範な法整備が必要とされる。その全体的な方向性や立法のあり方も検討すべきだと思う。
113		○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成21年度から実施する。		○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認している。【総務省】	継続実施	—	
114	ウ 保有機関における集計の活用	○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。 なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。	各府省	平成21年度から実施する。		[各府省ともに、平成24年度における該当事例はない。]	継続実施	—	
115	エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。	会議の設置は実施済、会議における検討は継続実施という自己評価は妥当。	○ 行政記録情報等を用いて作成・公表されている業務統計や行政記録情報等を活用した統計調査について、最新の状況を把握するため、各府省の協力の下、平成22年度及び平成23年度に引き続き、平成24年度においても、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施した。	実施済 (ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進)	—	

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

5 その他

(1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進

【本文】	【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)
<p>ア 現状・課題等</p> <p>現在、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「最適化計画」という。)に基づき、統計データの共有のための各種取組を行っており、平成20年度から本格的な政府統計共同利用システム(以下「共同利用システム」という。)の運用を開始した。各府省間で統計データの共有や提供を推進することは、統計データの効率的な作成、国民等にとっての有用な統計データの適時な提供、報告者の負担軽減等を図る上で重要である。</p>	<p>イ 取り組みの方向性</p> <p>最適化計画の工程表(平成18年度から平成22年度)に基づく各種取組を着実に実施することにより、同計画に掲げる目標等を達成し、その効果を最大限発揮することで、府省間でのデータ共有や提供を推進する。</p> <p>また、最適化計画に基づくフォローアップの一環として、報告者、統計利用者や各府省からの要望、共同利用システムの運用状況、最適化の取組の実施状況等を踏まえ、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の把握を行い、必要に応じて最適化計画の見直しを行う。</p>
<p>○ e-Statを含む政府統計共同利用システムは、国民等にとっての有用な統計データの適時な提供や、報告者の負担軽減・効率的な統計作成等を図る上で重要である。このため、総務省を中心とした各府省は、統計データの有用性の向上を図る観点から、ニーズやコスト面にも留意しつつ、e-Stat利用者の利便性の更なる向上を図ることが必要である。その際、総務省は、e-Stat上に設けられているアンケート機能の充実を図るなどして、利用者の属性や利用実態等の把握に努め、更なる情報提供機能等の改善に向けた検討に活用するなどの方策についても検討が必要である。</p> <p>○ また、各府省では、基幹統計を中心に、外国語版又は外国語を併記するなどした統計データの提供にも努めているが、ニーズやコストにも留意しつつ、引き続き取組を推進することが必要である。なお、総務省は、統計分野におけるデータ交換の効率化等を図る観点から、国際機関等におけるデータ収集等の実状や動向について、今後とも注視することが必要である。</p>	

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
166	5 その他 (1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	<p>○ 最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。 	各府省	平成21年度から実施する。		<p>○ 最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、統計表管理システムへの登録状況について把握し登録作業を実施している。</p> <p>○ 政府統計共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】</p> <p>○ 当庁で行っている統計の一部を政府統計共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っていると、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】</p> <p>○ 政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は累計50万1,000件を登録(平成25年3月末現在)。</p> <p>○ 政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成24年度中の統計表へのアクセス数は約4000万件。</p> <p>○ 平成23年度最適化実施評価報告書をCIO連絡会議で決定(平成24年9月)。同報告書の評価に基づき、各府省へヒアリング等を行い、一層の取組を働きかけるなどフォローアップを実施。【以上総務省】</p> <p>○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムにおける統計表データの共有、提供を継続している。【法務省】</p> <p>○ 最適化計画に基づきデータ提供を進めているなど、同計画のフォローアップを実施。【文部科学省】</p> <p>○ 平成21年6月末をもって厚生労働省統計表データベースに蓄積されていた統計表データを政府統計共同利用システムの統計表管理システムに移行し、政府統計の総合窓口(e-Stat)のポータルサイトから一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。</p> <p>また、最適化計画に基づいたフォローアップを実施するとともに、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画簡易マニュアル」(平成23年度作成)を更新し、省内担当者への周知徹底に努めた。【厚生労働省】</p> <p>○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを実施。【農林水産省】</p> <p>○ 公表した統計表(結果表)について、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録作業及び基幹統計の統計表データについて、「統計情報データベース」への登録作業を継続して進めた。【経済産業省】</p> <p>○ 最適化計画に基づくデータ提供等、同計画に準拠した対応を行っているところ。【国土交通省】</p>	継続実施	-	<p>○ オンライン調査の導入も含めた統計調査方法の検討も必要ではないか。PC、スマホ、タブレット端末などを利用する者が増えたことにより、様々なオンラインの方法があるのではないか。</p> <p>○ 統計調査のインプットとアウトプットの両側の重複回避(効率的な統計体系)に向けて電子化を推進すべきではないか。</p> <p>○ 統計のユーザビリティの向上</p> <p>○ ICTを活用したオンライン調査の推進</p>